

賃貸住宅の契約トラブルを防ごう！



契約時

賃貸住宅の現状を確認し、契約書類の記載内容をよく読んで不明な点は確認しましょう！

入居中

トラブルが起きたら貸主側にすぐ連絡！

退去時

精算費用や内容をよく確認し、支払いする前に納得できない点は貸主側に説明を求めよう！

さまざまな商品やサービスの「訪問販売」に注意！

「新聞」、「布団」などのほか、最近は「電気」や「ネット通信関連商品」なども販売されています。引越をした直後に管理会社と関連があるかのように勧誘する手口で契約をさせる場合もあります。

突然の訪問に対応しない！

簡単にドアを開けない！

すぐに契約しない！

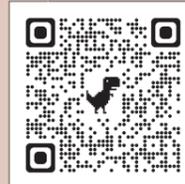


北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

困ったときは
消費生活センター
に相談を。

●北海道には「訪問販売お断りステッカー」があなたの味方になります。

訪問販売お断りステッカーについて詳しくはこちら▶



不安な時は、迷わず相談を！

■消費者ホットライン

☎188

■警察相談電話

☎#9110

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
相談専用電話 ☎050-7505-0999

～18歳から大人～
若年消費者の
ための特設ページ

若年者のための消費生活サポート情報

発行：北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



2022.05

このポスターは令和4年度「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として北海道消費者被害防止ネットワークが作成しています。

作成：北海道立消費生活センター（北海道消費者被害防止ネットワーク事務局）

協力：北海道警察本部、札幌市消費者センター、（公社）札幌消費者協会、（一社）北海道消費者協会

